委員会提出議案第８号

地域住民の医療確保に関する意見書

公立病院は、地域の基幹病院として、公共的な見地から、小児医療、周産期医療、救急医療、災害時医療などの採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を積極的に提供し、地域医療の確保のため重要な役割を果たしています。

我が国の多くの公立病院においては、経営状況が悪化するとともに、医師不足及び看護師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、その経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況にあり、他の公立病院及び公的病院にも多大の影響を及ぼしつつあります。

当市議会が関与する公立病院の経営は、現在のところ、比較的に安定した推移をしておりますが、地域の基幹病院としてその役割を果たし、安定的かつ自立的な経営の下、良質な医療を地域住民に提供していくためには、医師不足の解消、医師の診療科偏在の是正及び看護師の確保は緊急の課題となっています。また、地域住民が安心して暮らしていくためには、地域の公立病院はなくてはならないものであり、その存続のためには公立病院の財政基盤が充実していることが強く求められるところです。

以上のことから、国においては、地域住民がいつでも安心して良質な医療を継続的に受けることができるよう、次の事項について積極的に取り組まれるよう強く要望します。

記

１　医師不足の解消や医師の診療科偏在の是正を図るため実効性のある施策を行うこと。

２　看護師確保を図るため実効性のある施策を行うこと。

３　不採算な医療を担う公立病院が安定した経営を行えるよう財政的施策を拡充すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２０年５月１６日提出

さいたま市議会保健福祉委員会

委員長　新　藤　信　夫